

ご来場の皆様へ

## インボイス制度領収書の取り扱いについて

2023年10月よりインボイス制度の施行に伴い、領収書（適格請求書）の取扱いは下記の通りとさせていただきます。

### 1 「割勘でのご精算」

割勘でのご精算におけるインボイス制度対応の領収書の発行はしておりません。

### 2 「手書き領収書」

手書きでの領収書は発行しておりません。

一括精算や宛名の変更依頼がある場合などは、朝のフロントチェックイン時または、ご予約の際に申し出ください。

それ以外での申し出はお断りをさせていただきます。

当クラブでは、フロント及び自動精算機で機械印字された領収書（適格請求書）のみを発行させていただきます。

菊川カントリークラブ

支配人